香美市告示第185号

高知県内に主たる営業所を有する建設業者のうち令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に香美市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関する必要な事項について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定により、次のとおり定める。

令和7年10月10日

香美市長 依光 晃一郎

1 入札参加資格者

入札参加資格者は、資格審査を受け、香美市建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

- 2 入札参加資格の有効期間
 - (1) 入札参加資格は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
 - (2) 前項の規定に関わらず、第3項第3号アに規定する期限後に行われる資格審査 の申請に係る入札参加資格は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとす る。

3 資格審査

- (1) 審査基準日
- ア 第2項第1号の入札参加資格に係る資格審査は、令和7年10月1日を審査基準 日として実施する。
- イ 第2項第2号の入札参加資格に係る資格審査は、令和8年10月1日を審査基準 日として実施する。
- (2) 資格審査は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (令和3年高知県規則第72号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって 資格審査に係るもの(以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。) を使用する方法により行うものとする。
- (3) 資格審査を申請しようとする者は、次のア又はイのいずれかに該当する期限までに、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成17年高知県告示第538号。以下「高知県審査要綱」という。)に定めるところにより、申請を行わなければならない。ただし、高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生したときその他高知県知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請期間を別に定める場合がある。

- ア 同項第1号アの資格審査の申請をする者にあっては、令和7年11月30日の午 後10時まで
- イ 同項第1号イの資格審査の申請をする者にあっては、令和8年11月30日の午 後10時まで
- (4) 次のアからケまでのいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。
- ア 資格審査を申請する工事種類について、申請日前の直近の10月1日までに建設 業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(以下「建設業の許可」と いう。)を受けていない者
- イ 申請日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けて いない者
- ウ 申請日前の直近の9月30日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を 滞納している者(ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。)
- エ 県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいる者(資格審査を初めて申請する者を除く。)にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいる者のうち資格審査を始めて申請する者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいない者にあっては個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしないもの、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあっては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき(個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときを含む。)に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収表
- オ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- カ 破産者で復権を得ないもの
- キ 同号アからカまでに掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められるもの
- ク 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号) 第4条各号のいずれかに該当する者
- ケ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務が ある者に限る。)
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

- (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

4 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査の結果は、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

また、資格者名簿は、香美市において閲覧に供する方法等により公表する。

5 申請内容の変更の届出

資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があったときは、直ちに高知県入札参加資格共同電子申請システムにより変更事項を届け出なければならない。

6 入札参加資格の取消し

香美市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 建設業の許可を取り消されたとき。
- (2) 資格審査の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) 第3項第4号オからケまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 入札参加資格を辞退したとき。
- (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

7 入札参加資格の承継

- (1) 入札参加資格者である個人が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は資格者名簿に登載されていない者である個人が入札参加資格者である個人からの営業の譲渡(相続を含む。)を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を承継するものとする。この場合において、入札参加資格の承継者は、高知県審査要綱に基づき、高知県知事に当該入札参加資格の承継に係る申請をしなければならない。
- (2) 会社の合併等による入札参加資格の承継があるときは、高知県審査要綱に基づき、随時資格審査を行う。この場合において、当該資格審査に係る申請をしなければならない。
- (3) 前2号において高知県知事に申請をした場合において、香美市長が必要があると 認める書類があるときは、当該書類を香美市長に提出すること。

8 入札参加資格の再審査

入札参加資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を高知県知事に 報告するとともに、当該入札参加資格の再審査を申請するものとする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続き開始の申立てを

行ったとき。

- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第15 8号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続き開始の申し立てを行ったとき。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月10日から施行する。 (失効)
- 2 この告示は、令和10年4月1日限り、その効力を失う。